

佐賀県立生涯学習センターにおける講師紹介人材リスト作成要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県立生涯学習センター（以下「センター」という。）は、センターにおける生涯学習相談の一環として、講師・指導者を探している人に適切な人材を紹介するために人材情報を収集・整理して提供するため、講師紹介人材リスト（以下「人材リスト」という。）を作成し、管理・運営する。

(登録可能な活動の範囲)

第2条 人材リストに登録できる活動分野は、別表に掲げるとおりとし、県民の生涯学習活動を支援・促進することを目的とした分野とする。

(登録可能な人材の条件)

第3条 人材リストに登録できる者は、生涯学習について理解と熱意を持ち、その知識及び技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲的である個人又は団体で、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（以下「アバンセ」という。）の主催事業での講師経験者及びセンターが認める者とする。ただし、もっぱら営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持する事業を行う個人又は団体は、登録できない。

(登録の申込)

第4条 人材リストに登録を希望する者は、アバンセ講師紹介人材リスト登録申込書（以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、センターに提出するものとする。

(登録申込書の確認)

第5条 登録申込書の提出があったときは、センターはこれを審査し、登録申込書記載事項等の確認を行い、登録申込者に登録の可否を通知する。

(個人情報の保護)

第6条 第4条によって収集された個人情報は、公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団個人情報保護に関する規程及び本要綱により適正に管理し、保護する。

(登録の変更)

第7条 登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、その内容を速やかにセンターに連絡するものとする。

(登録期間)

第8条 登録期間については定めない。ただし、登録された者が登録抹消を申し出た場合、センターは速やかに登録抹消手続きを行う。

(登録の取り消し)

第9条 センターは、登録した講師が人材リストの講師として適格性を欠くと認められたときは、登録を取り消すことができる。なお、登録を再希望する場合は、第4条の規定に従い登録を申し込むものとする。

(人材リストの公表)

第10条 登録者の氏名及び団体名並びに活動分野等は、原則としてアバンセホームページ上に公表する。ただし、登録者本人の申し出があった場合は、この限りではない。

(利用の方法・範囲)

第11条 講師の連絡先については、センター生涯学習相談担当者が講師の同意を得た範囲内で仲介する。ただし、もっぱら営利を目的とする事業、特定の政党の利害に関する事業、特定の宗教を支持する事業には利用できない。

(賠償責任)

第12条 センターは、講師及び利用者に対し、人材リストの紹介によって生じた損害賠償等の一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から一部改正し、施行する。

別表

活 動 分 野	内 容 例
ふるさと学	佐賀の歴史・人物・自然・産業・文化・芸能など
市民生活	福祉・介護・ボランティア・消費生活・料理・和洋裁など
現代教養	教育・人権・男女共同参画・環境・経済・文学・自然・科学・農林水産業など
健康づくり	健康・栄養・医療・スポーツレクリエーションなど
国際交流	語学・国際理解・国際交流・国際貢献など
芸術・趣味	美術・陶芸・音楽・茶道・華道・書道・囲碁・園芸など
技能・技術	パソコン・視聴覚・各種資格取得・再就職支援など